

## 徳島県広域道路ネットワークに関する検討委員会設置要綱

### (目的)

第1条 徳島県における急速な人口減少や激甚化・頻発化する災害への備え、慢性的な渋滞や交通事故といった道路交通課題に対応できる総合交通体系の基盤としての道路の役割強化を図るため、I C T・自動運転等の技術の進展を見据え、地域の将来像を踏まえた広域道路ネットワークに関し、幅広い分野の専門的見地から意見を聴取することを目的に、徳島県広域道路ネットワークに関する検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見を述べる。

- (1) 平常時・災害時及び物流・人流の視点を踏まえ、広域道路や、これを補完する広域的な道路ネットワークを中心とした強化すべき路線の絞り込みに関すること。
- (2) 地域における中心的な役割を担う交通・防災拠点の強化策に関すること。
- (3) I C T等の革新的な技術を積極的に活用した交通マネジメントの強化に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者及び団体に属する者（以下「委員」という）をもって組織する。

- 2 委員の任期は、令和3年3月31日までとする。ただし、任期の満了前に、所掌する事項が完了した場合はこのかぎりでない。また、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第4条 委員会には委員長1名を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

### (委員会)

第5条 委員会は委員をもって構成する。

- 2 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 3 委員会の議長は、委員長がこれに当たる。
- 4 委員長は、委員会の運営上必要な場合は、委員以外の者を委員会に出席させて、説明を求めたり、意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、徳島県県土整備部高規格道路課が所掌する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年7月22日から施行する。